

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場自家発電設備整備修繕
- 2 事業者名 ヤンマーエネルギーシステム(株) 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の自家発電設備は、停電時に浄水処理を円滑行うために必要不可欠な設備である。

本修繕ではエンジン系統の分解点検整備・清掃・消耗品の交換及び発電系統の点検・調整を行う。

対象機器には業者独自の開発部品が多い為、点検整備にあたっては、その業者のみが知るノウハウが要求される。よって、製造時からのエンジンや発電機の仕様及び部品の詳細なデータを保有している業者でなければ正確な判断を行うことができない。また、点検整備後においても総合的な調整が必要であることから、他業者での機能診断は不可能である。

また自家発電設備に関して、上記業者以外の者が本業務を行って不具合が生じた場合、製造メーカーの補償などが得られない上、非常時の浄水処理停止などの重大事故につながる。

そのため、上記業者以外では、本整備修繕を行うことは出来ない。

以上の理由から、上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。